

議案第91号

西脇多可行政事務組合理約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、西脇多可行政事務組合理約を次のとおり変更することについて協議する。

よって、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求める。

令和2年9月1日

西脇市長 片山象三

## 西脇多可行政事務組合規約の一部を改正する規約

西脇多可行政事務組合規約（昭和55年西脇市多可郡消防事務組合規約第1号）の一部を次のように改正する。

第3条第5号を次のように改める。

(5) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づく一般廃棄物等（し尿を除く。）に関する事務のうち、次に掲げる事務

ア 一般廃棄物処理施設の設置に関すること。

イ 清掃思想の普及に関すること。

ウ 一般廃棄物の処理計画の樹立に関すること。

エ 一般廃棄物等の収集運搬及び処分に関すること。

オ 一般廃棄物処理業の許可に関すること。

第15条第2項中「、別表第2又は別表第3」を「から別表第4まで」に改め、同条第3項中「第1項の負担金」を「第1項及び第3項の負担金及び特別負担金」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項の次に次の2項を加える。

3 第1項の負担金のほか、管理者は、組合が特別に必要な経費に充てるため、関係市町に特別負担金を分賦することができる。

4 前項の特別負担金の額は、組合の議会の議決を経て管理者が定める。

別表第1備考第3号を削る。

別表第3中「第3条第5号」を「第3条第5号ア」に改め、同表の次に次の1表を加える。

別表第4（第15条関係）

区分	負担の方法
第3条第5号イからオまでに掲げる事務に要する経費	総額の10分の1は均等割5、人口割5のあん分で、残り10分の9は収集実績を基準としたあん分で算定して得た額を関係市町がそれぞれ負担する。

備考 (1) 「人口割」の算定基礎は、当該年度の前年の9月30日現在の住民基本台帳に記録されている関係市町の人口による。

(2) 「収集実績割」の算定基礎は、当該年度の前々年10月1日から前年9月30日までの1年間の関係市町の収集ごみ量による。

附 則

(施行期日)

- 1 この規約は、令和3年4月1日から施行する。

(事務の承継)

- 2 組合は、令和3年3月31日をもって解散する北播磨清掃事務組合の事務を承継する。

(経過措置)

- 3 この規約による改正前の西脇多可行政事務組合規約に基づく組合の経費に係る令和2年度までの関係市町の負担金に関しては、なお従前の例による。